

障害者総合支援法

65歳問題で初判決

岡山地裁 市に取り消し命令

65歳になつたことを
機に障害者自立支援法
(現・障害者総合支援
法)の重度訪問介護
の支給を打ち切られた
として障害者が岡山市
の決定の取り消しを求
めた訴訟で、岡山地裁
(横溝邦彦裁判長)は

14日、原告の訴えを認
める判決を出した。市
に決定の取り消しと慰
謝料など107万50
00円の支払いを命じ
た。

原告で脳性まひの浅
田達雄さん(70)は、
65歳になると介護保険
償で障害福祉サービス

サービスの適用を優先
させる現行の「介護保
険優先原則」が憲法
違反(第25条、第14条
1項)だと主張したが、
判決はその当否には踏
み込まなかつた。

主張が認められなかつ
た部分の対応は、関係
者や弁護士と協議して
検討したい」と発表し
た。

(福田敏克)

扱するのは難しい。市
は自立支援法の給付を
決定した上で、原告の
納得が得られるよう介
護保険の申請を勧めた

は自立支援法に基づく
月153時間の給付を
認めた。

判決に対しても市は同
意すべきだった」とし
て、不支給とした市の
決定を違法と結論づけ
た。

2013年9月19日

を利用していた人が介
護保険優先原則を適用
され、自己負担が発生
する「65歳問題」をめ
ぐる判決は初めて。
判決は「原告が介護
保険の適用に伴つて月
額1万5000円を負

付の訴状などによる
と、1人暮らしの浅田
さんは月249時間の
重度訪問介護を無償で
利用していたが、65歳
の誕生日を迎えた13年

2月、それまでの支給
を打ち切られた。
ボランティアなどの
協力を得て生活維持を
図つた浅田さんは、や
むなく同4月から介護

サービスを利用
し、月額1万5000
円を負担。市の上乗せ
支給の要件である要介
護5と認定されたこと
などから、同7月、市